

第76号 (令和4年7月4日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 岡村 幸健

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

かけはし

はじめに

皆様こんにちは！7月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和4年度の臨時特例免除申請に関する内容のほか、公的年金からの特別徴収依頼通知における留意事項に関する内容を掲載しています。

また、障害年金講座では、障害状態確認届に関する内容をお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

■ はじめに

■ 機構からの連絡

- ・ 各種取組事業のスケジュールについて
- ・ 令和4年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の臨時特例免除申請ができます。(令和4年7月～令和5年6月)
- ・ 特別徴収事務ご担当者様へ
- ・ 令和4年10月から被用者保険の適用拡大が行われます
- ・ 令和4年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！
- ・ 「国民年金関係の主な届書に係る記入例」を新たに作成しました
- ・ 市区町村職員向けの研修資料を日本年金機構ホームページに掲載しました
- ・ 国民年金保険料のご案内を民間委託しています。

■ 障害年金講座

■ 広報の広場

■ 地域の独自情報

■ 編集後記

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和4年6月から令和4年10月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和4年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付

令和4年 7月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（7月定時分）

令和4年 9月

- (定例) 令和4年分扶養親族等申告書の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。
- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書（ターンアラウンド様式）の送付

令和4年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請用紙の送付）
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。

令和4年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の臨時特例免除申請ができます。(令和4年7月～令和5年6月) (国民年金部)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降に収入が減少した場合は、令和4年度サイクル(令和4年7月～令和5年6月)においても同様に申請ができます。(令和4年度も引き続き臨時特例措置に基づく取扱いを継続します。)

対象者

以下、いずれも該当する方が対象になります。

(簡易な所得の見込額に用いることができる所得の期間が変更されています。)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和3年1月以降**に収入が減少した方^{※1}
2. 令和3年1月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額^{※2}が、国民年金保険料免除基準相当^{※3・4}になることが見込まれる方

※1 令和2年度分以前の申請については、令和2年2月から令和3年7月の間に収入が減少した方が対象となります。また、令和3年度分の申請については、令和2年2月から令和4年7月の間に収入が減少した方が対象となります。

※2 令和3年1月以降の任意の月(収入が最も低い月)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※3 当年中の所得見込み額が一部免除基準相当に該当する場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。

※4 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。

申請対象期間

令和元年度分として：**令和2年2月分から令和2年6月分まで**

令和2年度分として：**令和2年7月分から令和3年6月分まで**

令和3年度分として：**令和3年7月分から令和4年6月分まで**

令和4年度分として：**令和4年7月分から令和5年6月分まで**



※ なお、過去にさかのぼって申請できる期間は申請月から2年1か月前(すでに納付済みの月を除く)までとなります。

各申請年度と審査対象となる所得の関係は、次頁の一覧のとおりです。

[臨時特例免除の審査対象となる所得の一覧]

申請年度	臨時特例免除対象期間	通常の審査対象となる所得	臨時特例免除の審査対象となる収入が急減した月
令和元年度	令和2年2月～令和2年6月	平成30年所得 (平成30年1月～平成30年12月収入)	令和2年2月～令和3年7月
令和2年度	令和2年7月～令和3年6月	平成31年所得 (平成31年1月～令和元年12月収入)	令和2年2月～令和3年7月
令和3年度	令和3年7月～令和4年6月	令和2年所得 (令和2年1月～令和2年12月収入)	令和2年2月～令和4年7月
令和4年度	令和4年7月～令和5年6月	令和3年所得 (令和3年1月～令和3年12月収入)	令和3年1月～

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

申請書②特例認定区分欄「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

なお、令和元年度分と令和2年度分、令和3年度分、令和4年度分の申請を希望される場合は、同時に申請可能ですが、年度ごとに申請が必要になりますので申請書は申請を希望される年度の数だけ必要です。(すでに令和元年度分、令和2年度分、令和3年度分を申請され承認を受けている方は、令和4年度分のみ申請していただきます。)

2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

記載内容は、次頁の記入例を参照してください。

なお、「所得の申立書」は、令和元年度分、令和2年度分については1枚で申請可能ですが、令和3年度分・令和4年度分は様式が異なるため、それぞれの年度ごとに「所得の申立書」の提出が必要になります。

ご案内の際はご注意ください。

申請方法

申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。(感染防止の観点から、郵送での提出を推奨しています。)

なお、国民年金の加入手続きや保険料免除申請等の手続きについては、令和4年5月11日から、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。

マイナポータルから電子申請により臨時特例免除を申請する場合は、「所得の申立書」の画像データを添付する必要があります。電子申請について詳しくは日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご参照ください。

提出勧奨

令和4年度サイクル(令和4年7月～令和5年6月)においても引き続き臨時特例措置に基づく取扱いを継続することになったことに伴い、令和3年度に臨時特例措置により全額免除、納付猶予及び一部免除が承認された方に対し、令和4年度分の臨時特例免除の提出勧奨を実施いたします。

所得の申立書（記入例）

以下の記入例を参考に、所得の申立書の記入をお願いします。
この記入例は、令和4年7月に収入が減少した場合（7月給与7.5万円）で給与収入のみの方（世帯主本人）・配偶者なしの場合の例です。

簡易な所得見込額の申立書（記入例）

令和4年度版

〔この記入例は、令和4年7月に収入が減少した場合（7月給与7.5万円）で給与収入のみの方（世帯主本人）・配偶者なしの場合の例です。〕

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間 令和4年度分（令和4年7月分以降）

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は令和4年度分（令和4年7月分～令和5年6月分）となります。年度ごとに免除・納付猶予申請書及び所得の申立書が必要となります。

② チェックをしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

③ 収入が減少した方の氏名

被保険者（申請者）氏名	配偶者（夫または妻）氏名	世帯主氏名
年金 太郎	なし	本人

④ 減少後の所得見込額（控除後所得）

被保険者、配偶者や世帯主のうち※、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方のみ記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の【裏面】をご活用ください。

被保険者（申請者）の所得見込額	配偶者（夫または妻）の所得見込額	世帯主の所得見込額
350000	なし	

※配偶者や世帯主がない場合や、配偶者や世帯主に減収がない場合には、「なし」と記入してください。
※申請者が世帯主の場合には、世帯主氏名欄に「本人」と記入してください。

左下の署名欄をご記入ください。

令和 ○年 ○月 ○日 提出
住所 ○市○町1-2-3
被保険者氏名 年金 太郎

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。

被保険者（申請者）	配偶者（夫または妻）	世帯主
A 令和3年1月以降の任意の1か月の収入額（※1）		
75000	なし	
B 収入見込額（A × 12か月）		
900000		
控除等		
C 事業収入や不動産収入を有する方（※2）		
D 前年収入、公的年金等収入を有する方（※3）		
550000		
E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載		
350000		

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

承認の所得基準

それぞれの免除区分について、所得（E欄）が以下の計算式で計算した金額以下であることが必要です。※令和4年度免除・納付猶予申請の基準額

全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

(注) 全額免除に該当しない場合でも納付猶予や一部免除に該当する場合があります。すべての免除区分の審査を希望する場合には、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の「⑨免除等区分」欄の記入は不要です。

注意事項

- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、免除が承認されるとご利用できなくなります。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合は、この所得の申立書がなくても免除申請ができます。

申請用紙・所得の申立書

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできます。
 <トップページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」バナーより、1.国民年金被保険者の方へのリンク先をクリックしてください>
※ お問い合わせ等ありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

5

July2022 <Vol.76>

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収事務において注意していただきたい事項をまとめています。

担当課へぜひご覧ください。

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回、特別徴収依頼通知(年次)の提出を前に、過去の事例を踏まえた公的年金からの特別徴収における留意事項をご紹介しますので、特別徴収事務をご担当される皆様にご活用いただきますようお願いいたします。

I データ作成時の留意事項

公的年金からの特別徴収は、各市町村から国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構(以下「経由機関」という。)を通じて、特別徴収依頼通知(年次)と各種異動通知(月次)を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出いただき実施しているところです。

しかしながら、これらの通知の作成時において、定められた内容となっていなかったために特別徴収が行えない事象が発生しております。

その事例をご紹介しますので、十分ご注意くださいようお願いいたします。

(1) 資格喪失等通知の理由について

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知において、「41-02(転出による停止)」とするところを誤って「41-01(死亡による停止)」として通知すると、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、年金の支払いも停止となりますので、通知を作成する際は十分ご注意ください。

(2) 住所地特例対象者に関する内容について

- ① 市区町村から、日本年金機構に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知したにも関わらず、年次の特別徴収対象者情報が送付されてこないとの照会を多くいただきます。

「81-01(住所地特例該当通知)」を年次の特別徴収対象者情報に反映させるためには、機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、機構に通知する必要があります(令和5年3月の異動情報の経由機関から機構への提出日は3月20日)。

※ 遅れて通知された場合は、年次処理の対象者抽出に間に合わないため、翌年度に住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を作成することとなります。

(2) 住所地特例対象者に関する内容について（続き）

- ② 年度の途中で特別徴収を中止した場合は、住所地特例も解除され、翌年度の年次の特別徴収対象者情報が通知されないことに注意してください。

この場合、機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、「81-01(住所地特例該当通知)」をあらためて通知してください（令和5年3月の異動情報の経由機関から機構への提出日は3月20日）。この通知を受けて、機構が翌年度から、住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を市区町村に送付します。

- ③ 住所地特例対象者として特別徴収を行っている方が、改めて特別徴収を行っている市区町村に住民登録が行われると、機構から特別徴収追加候補者情報「30-02（住所変更者）」を送付します。

この場合、既に介護保険料のみ特別徴収を行っている方について、新たに国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始しようとする場合には、特別徴収継続中の介護保険料についても「31-01（対象者）」として特別徴収追加依頼通知をお願いいたします。

特別徴収継続中であることを理由として、介護保険料を「31-03（非対象者）」で通知すると、特別徴収開始依頼通知が経由機関においてエラーとなり、特別徴収が行えませんのでご注意ください。

※ 「31-01（対象者）」通知に対して、介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51（相関性エラー）」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。

(3) 特別徴収の対象となる年金について

老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給している65歳以上の方について、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金のみです。

よって、老齢基礎年金の年金額が政令で定める額（年額18万円）以上である場合に、機構から経由機関を通じて各市区町村へ特別徴収対象者通知「00-01（新規者）」または「00-02（継続者）」を送付しています。

※ 例年1月に送付している公的年金等支払報告書の年金額は老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額となっています。そのため、公的年金等支払報告書の金額が年額18万円以上の方であっても、特別徴収対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

II データ送信時の留意事項

- 特別徴収依頼通知（年次）及び各種異動通知（月次）（以下「特別徴収依頼通知等」という。）の情報交換時において、送信漏れや操作誤り等により、経由機関に正しくデータ送信がされず、適正に特別徴収ができなくなった事象が発生しております。
- 市区町村におかれましては、データの取り込み作業手順の確認や経由機関へのデータ送信後の送信結果の確認について徹底いただくとともに、データ作成等を委託している場合は、委託業者への注意喚起や委託業者が作成したデータの確認を複数人で行うなどチェック体制を強化していただきますようお願いいたします。
なかでも、**特別徴収依頼通知（年次）**の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。
- **データの送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかった場合、その対象者については当該年度の特別徴収を行うことができず、普通徴収で対応いただくこととなります。**

過去の事例をご紹介しますので、十分ご留意くださいますようお願いいたします。

事例1

送信時のデータ取り込み作業手順の誤り等により、経由機関に特別徴収依頼通知等データが送信されなかった。

事例2

経由機関に、特別徴収依頼通知等データを送信したが、送信結果の確認を失念し、送信エラーとなっていることに気付かず、正しいデータを送信できなかった。

事例3

特別徴収依頼通知等のデータ作成を委託していた委託先の業者のミスにより、誤ったデータを経由機関に送信してしまった。

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先

- ◇ 日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ 03-5344-1100（代表）
- ◇ 年金受給権者からのお問合せ先は、お近くの年金事務所またはねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内願います。
- ◇ 日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に特別徴収に関するQ & Aを掲載しています。
- ◇ 年金受給者の方がインターネットをご利用可能であれば、ぜひご案内ください。トップページ⇒上部メニュー「年金Q & A」⇒「年金の受給」⇒「各年金給付に関連する共通の情報」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

令和4年10月から被用者保険の適用拡大が行われます

(事業企画部・厚生年金保険部・年金給付部)

- 令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」（令和2年改正法）が公布されました。
- かけはし令和4年1月号、3月号では、令和2年改正法による改正事項のうち令和4年4月以降に施行される事項の概要についてご説明しました。
- 本号では、令和4年10月に施行される改正事項の概要や必要な手続き等についてご説明します。

1. 短時間労働者の適用拡大
2. 適用事業所の範囲の見直し（土業の適用業種追加）
3. 被用者保険の適用拡大に係る経過措置
4. 被保険者の適用要件（雇用期間が2か月以内の場合）の見直し

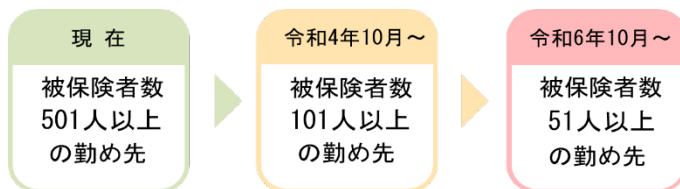
! 被用者保険の適用拡大に伴い、これまで国民健康保険の被保険者の方が被用者保険の被保険者等になる場合には、ご本人から市区町村に資格喪失等の手続きを行うこととなります。

1. 短時間労働者の適用拡大

■ 改正内容

<適用事業所要件の見直し>

- 現在、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所で働く短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上等、一定の要件を満たす者をいう。以下同じ。）は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっています。
- 令和4年10月から、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。令和6年10月からは、さらに51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。



<短時間労働者の勤務期間要件の撤廃>

- 健康保険・厚生年金保険の適用対象となる短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。令和4年10月から、以下の条件に全て該当する方が新たに適用対象となります。

適用対象の短時間労働者

全ての条件に
該当する方

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2か月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

■ 必要な手続き

施行日以降、短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所の事業主は、短時間労働者に係る「被保険者資格取得届」を提出する必要があります。

※令和4年8月に適用拡大の対象となる事業所に対して、事前のご案内を送付予定です。

■ 周知

日本年金機構ホームページ内に、「令和4年10月からの制度改正」の専用ページを開設しています。パート・アルバイトの方や事業主向けのガイドブック等を掲載していますので、お客様からのお問い合わせなどにご活用ください。



ガイドブック（従業員用）

「パート・アルバイトのみなさまへ
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ」



ガイドブック（事業主用）

「従業員数500人以下の
事業主のみなさまへ」

2. 適用事業所の範囲の見直し(土業の適用業種追加)

■ 改正内容

- 令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所は、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所になります。

<適用の対象となる土業>

弁護士、沖縄弁護士、外国法務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、
土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

■ 必要な手続き

- 施行日以降、常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所の事業主は、「新規適用届」と「被保険者資格取得届」を提出する必要があります。
- 適用事業所となる場合、次のアまたはイの方が健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。
 - ア. 正社員の方
 - イ. パート・アルバイトのうち、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上である方

3. 被用者保険の適用拡大に係る経過措置

■ 改正内容・必要な手続き

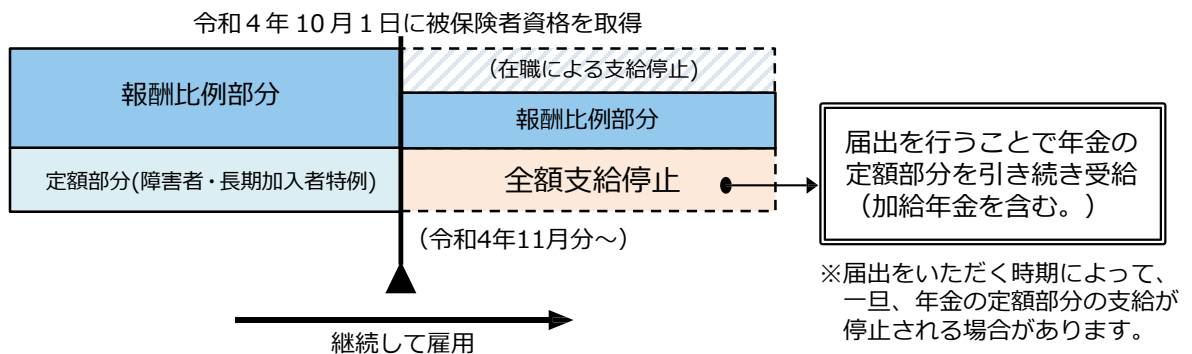
- 老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険の被保険者（短時間労働者を含む）になった場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職老齢年金）
- 老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者※¹または長期加入者※²の特例対象者が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含まれます。）が全額支給停止となります。
 - ※¹ 障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にある方
 - ※² 厚生年金保険の被保険者期間が44年（共済組合等の期間は含みません）以上ある方
- 次のアおよびイの条件に該当する方は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

ア. 令和4年9月30日以前から障害者または長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金の受給者

イ. 令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されている方が、前記1または2のいずれかの理由で令和4年10月1日に厚生年金保険の被保険者となる場合

※ 届出様式は、令和4年11月下旬から経過措置の対象となる可能性のある方に送付予定です。

【経過措置により定額部分を引き続き受給する際のイメージ】



4. 被保険者の適用要件(雇用期間が2か月以内の場合)の見直し

■ 改正内容・必要な手続き

- 2か月以内の期間を定めて雇用される場合は、健康保険・厚生年金保険の適用除外となりますが、令和4年10月から、当初の雇用期間が2か月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険に加入となるため、「被保険者資格取得届」を提出する必要があります。
- 具体的には以下アまたはイのいずれかに該当する場合は。

<雇用期間が2か月以内であっても適用される場合>

ア. 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、また「更新される場合がある旨」が明示されている場合。

イ. 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実例がある場合。

令和4年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民の皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただくよう、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマに、「わたしと年金」エッセイを募集しています。

応募作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

是非、各地域の皆さまへの周知をお願いいたします。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲示やリーフレットの設置につきまして、是非、ご理解とご協力をお願いします。



- 主催：日本年金機構
後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会
- 応募資格
中学生以上の方
- 応募締切
令和4年9月9日（金）当日消印有効
- 提出先
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 相談・サービス推進部
サービス推進グループ「わたしと年金」担当
- 賞
厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
(賞状の授与並びに記念品を贈呈します。)

※ 応募要項や過去の受賞作品等、
詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構 検索
<https://www.nenkin.go.jp/>

「国民年金関係の主な届書に係る記入例」を新たに作成しました

(事業推進統括部)

この度、市区町村窓口でのお客様対応等に活用いただくことを目的として、国民年金関係の主な届書に係る記入例と記入時の注意点等を整理した資料を新たに作成しました。

本資料は日本年金機構ホームページに掲載しておりますので、従来の研修資料と併せて、日々の業務にご活用いただけますと幸いです。なお、資料の掲載先は、本誌14ページの「市区町村職員向けの研修資料を日本年金機構ホームページに掲載しました」をご確認ください。

【内容の一例】

1. 資格取得時の記入例

使用する届書：「国民年金被保険者関係届書（申出書）」

国民年金被保険者関係届書（申出書）

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

- ① 日付
提出年月日
- ② 氏名
届出者氏名
- ③ 被保険者との続柄
該当する項目に○をする。「2.その他」の場合は（ ）に続柄を記入。
- ④ 「①個人番号（または基礎年金番号）」欄
次のいずれかを記入
・個人番号
・年金手帳（基礎年金番号通知書）に記載された基礎年金番号
- ⑤ 「⑥電話番号」欄
自宅に限らず、連絡が付きやすい番号を記入。
- ⑥ 「⑦住所」欄
住民票の住所
- ⑦ 「⑧外国人通称名」欄
外国人の場合で通称名がある場合は、住民基本台帳に登録されている通称名を記入。
（「③氏名」欄には本名を記入。）
- ⑧ 記入する内容は以下を参照。
- ⑨ 備考
・国民年金保険料の前納を希望する場合は、備考欄に「前納希望」と記入するよう説明し、あわせて、前納する期間も記入。
・住民票以外の居所（以下「郵送先」という。）へ郵便物の送付を希望する場合は、備考欄に郵送先の郵便番号、居所及び宛名を記入。

ページの左側に記入例、右側に記入時の注意点等を配置し、それぞれ照らし合わせながら確認できるような構成としています。一つ一つ内容を整理して、理解を深めていきましょう。



【表紙】



本資料に掲載している届書等は以下のとおりです。

- ・国民年金被保険者関係届書（申出書）
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ハガキ形式）
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書（ハガキ形式）

市区町村職員向けの研修資料を日本年金機構ホームページに掲載しました (事業推進統括部)

日本年金機構では、国民年金事務に携わる市区町村職員の方を対象に研修を行っています。このうち、新任担当者を対象とした研修で使用する資料を日本年金機構ホームページに掲載しましたので、その内容についてお知らせします。

○ 日本年金機構ホームページに掲載している研修資料

資料名	内容
「国民年金制度の基本的事項（適用・保険料編）」	国民年金の資格取得（喪失）、保険料額、免除や追納制度等に関する概要をまとめたもの
「国民年金制度の基本的事項（年金給付編）」	公的年金（老齢・遺族・障害）の給付に関する概要をまとめたもの
「国民年金事務の窓口相談時の留意点」	窓口での相談対応時における留意点をまとめたもの
「国民年金関係の主な届書に係る記入例」	市区町村窓口で受付する主な届書等に係る記入例及び記入時の注意点をまとめたもの
「年金請求書の記入等に係る留意点」	未支給年金、老齢年金、遺族年金に係る記入例及び記入時の注意点をまとめたもの

○ 掲載先



社会保険労務士、年金委員、市区町村担当者の方

社会保険労務士、年金委員、市区町村国民年金担当者の皆さま向けに各種ご案内を掲載しています。

市区町村国民年金事務担当者の方へ

市区町村国民年金事務担当者の皆さまへご利用いただきたい情報を紹介します。

市区町村国民年金事務担当者向け情報誌「かけはし」

- 最新号
- その他の掲載号

学生納付特例対象校一覧

- 学生納付特例対象校一覧

予約相談について

該の周知にご活用ください。

市区町村国民年金事務新任担当者向け研修資料

- 市区町村国民年金事務新任担当者向け研修資料

click!

資料を掲載している
ページに遷移します。



新任担当者向けの研修で使用する資料ですが、国民年金事務に従事する市区町村職員に向けた内容となっていますので、日々の業務を行う中で、ぜひこれらの資料を活用していただければと思います。



国民年金保険料のご案内を民間委託しています。

(国民年金部)

◎ 国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について、民間委託を実施しています。

民間委託事業者では、お客様の状況に応じて文書、電話及び戸別訪問による督促を行っています。

市場化テスト受託事業者と担当地区は次のとおりです。

市場化テスト受託事業者	担当地区
アイヴィジット・東洋紙業共同企業体	北海道 青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県 福島県 群馬県 東京都（多摩地区） 新潟県 山梨県 長野県
(株)バックスグループ	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都（特別区・島しょ部） 神奈川県 富山県 石川県 愛知県 静岡県 岐阜県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※【東京都（特別区・島しょ部）】
東京23区内の各年金事務所管轄地区

【東京都（多摩地区）】
立川、武蔵野、青梅、八王子、府中の各年金事務所管轄地区

※ 受託事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/shunoitaku/minkan-itaku/20150501.html>

障害年金講座

第28回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。
毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

さて、今回のテーマは、**障害状態確認届について** です!

今号では、障害年金の受給権者が指定された年に提出する「障害状態確認届」に関する基本的な事項をご紹介します。

1. 障害状態確認届とは

障害給付^{※1}の受給権者となった者のうち、今後も障害の程度の審査^{※2}が必要であると厚生労働大臣に指定された者が、障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を提出する際の届書を「障害状態確認届」といいます。

「障害状態確認届」は、審査の必要な時期に障害年金の受給権者宛てにお送りします。

<解説>

※1 障害給付とは、障害基礎年金、障害厚生年金のほか、旧三共済、旧農林共済、旧法による障害年金を含みます。

※2 「障害状態確認届」は、厚生労働大臣が指定した年（1～5年ごと）に送付します。誕生月の月末までに提出していただき、日本年金機構が審査します。

2. 障害状態確認届の送付

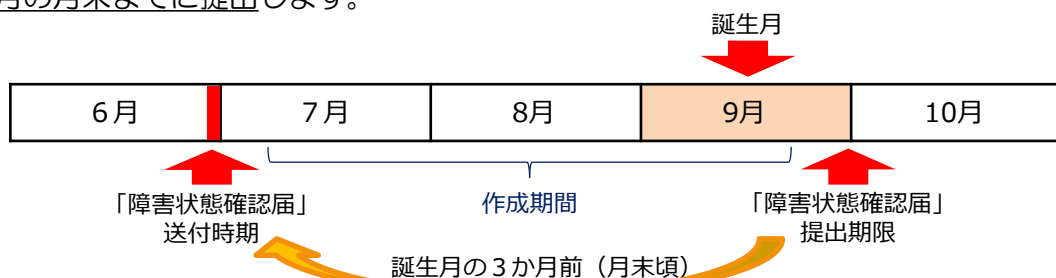
「障害状態確認届」は、受給権者の誕生月の3か月前（月末頃）に、日本年金機構から返信用封筒を同封して送付します。

以前は誕生月の前月末に送付していましたが、作成期間は1か月間しかありませんでしたが、令和元年8月生月者分から作成期間が3か月間に拡大されました。

また、20歳前障害基礎年金等の受給権者が提出する「障害状態確認届」についても、以前は6月末頃に送付して7月末までに提出する必要がありました。

令和元年7月1日からは、誕生月の3か月前の月末頃に送付して、誕生月の月末までに提出することになっています。

例えば、9月生まれの者は6月末に送付されますので、医療機関に記入を依頼して誕生月の月末までに提出します。



「障害状態確認届」を送付した障害基礎年金等の受給権者については、現況届（診断書）要提出者一覧表を市区町村宛てに送付しますので、ご照会や相談の際にご活用ください。

なお、「障害状態確認届」を提出する際、同封した返信用封筒が無い場合は、送付先を年金事務所に確認してください。



～こんなときどうする？～



誕生月の前月になっても「障害状態確認届」が届かない場合は、申請すれば再発行してもらえますか？



「障害状態確認届」は再発行することができません。

このようなお問合せがあった場合は、市区町村またはお近くの年金事務所に用意している診断書様式（新規請求時や額改定請求時に使用する様式）を使用して提出するようご案内してください。また、診断書様式は、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードすることもできます。



「障害状態確認届」以外の様式で提出する場合の留意点

1. 診断書左上に基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日を記載してください。

2. 市区町村で受付した場合は、診断書右上に市区町村の受付印を押してください。

(基礎年金番号) (年金コード) (氏名) (生年月日)
1230-999999-5350 精神 厚子 昭39年11月25日生

〇〇市
年金係
2022.3.13

精

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

(精神の障害用)

(フリガナ) 氏名	セイシ ン アツコ 精神 厚子	生年月日	昭和 39 年 11 月 25 日 (57歳)
住所	住所地の郵便番号 999 - 9999	東京 都	高井戸 市 機構町 9-9-9
①	双極性障害	② 傷病の発生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 27 年 <input checked="" type="checkbox"/> 診療録で確認



～こんなときどうする？～



機構から送付された「障害状態確認届」をなくしたと思い、それ以外の様式で手続きを進めていたら、機構から送付された「障害状態確認届」が見つかりました。
機構から送付された「障害状態確認届」は破棄していいですか？

機構から送付した「障害状態確認届」は、基礎年金番号等が記載されているため、破棄せずに作成した「『障害状態確認届』以外の様式」と一緒にご提出ください。



3. 提出勧奨

「障害状態確認届」の提出がない受給権者に対しては、督促用の障害状態確認届（現況届）を送付して提出勧奨を行います。

「障害状態確認届」が誕生月の月末までに提出されない場合は、誕生月の翌月後、最初に到来する年金の支払分から一時差止めとなる場合もあります。また、受給権者には「障害状態確認届（診断書）の提出について（督促）」のお知らせ文書をお送りしています。



～提出期限を過ぎてから障害状態確認届が提出された場合について～



障害状態確認届の現症日が提出期限を過ぎていても、提出は可能ですか？

提出期限を過ぎても提出は可能です。
ただし、提出時期と現症日によって年金の支払いが差止になる期間が発生する場合があります。



提出期限までに提出ができない場合、私の年金はどうなりますか？

一時差止めをする場合があります。提出期限までに提出ができない場合は、お近くの年金事務所にご相談していただき、お早めに提出をお願いします。





新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

令和3年1月以降に収入が減少した場合、引き続き令和4年度（令和4年7月から令和5年6月まで）も国民年金保険料の臨時特例免除を希望される方は、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しております。

（参考）機構ホームページの掲載場所

The screenshot shows the Japan Pension Service website with a blue arrow pointing from the '年金の制度・手続き' (Pension System and Procedures) menu to the '国民年金' (National Pension) section. A callout box says: 「年金の制度・手続き」をクリック (Click on 'Pension System and Procedures'). Another callout box says: 「国民年金」→「国民年金保険料の免除・猶予・追納」の順に進んでください (Please proceed in the order: 'National Pension' → 'Exemption, Suspension, and Payment of National Pension Insurance Premiums'). The main article title is: 新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について (Regarding the exemption of national pension insurance premiums due to reduced income caused by the impact of the COVID-19 pandemic). The page ID is 150010-715-967-744.

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～ 国民年金保険料の追納をおすすめします！

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しております。

いつも国民年金制度の周知にご協力いただきありがとうございます。
ぜひ、自治体のホームページやSNS、広報誌での周知にご協力をお願いします。



地域の独自情報

編集後記

筆者が通っていた中学校では「自問自答清掃」をしていました。教員も生徒も無言で掃除。掃除したくなければ「なぜ掃除したくないのか」を自問自答。掃除をしている最中も「なぜ掃除をするのか」を自問自答。とにかく自問自答する時間でした。今も何かしら迷いが出てくると、掃除しながらの自問自答で考えを整理しています。校長先生の「大人になってからの自問自答は大事！」が分かる年齢になったようです…。

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。